



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1103 和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (行政経営改革室)
- 1104 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1105 生活保護法による介護機関の指定 (")
- 1106 " (")
- 1107 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1108 " (")
- 1109 " (")
- 1110 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の変更 (")
- 1111 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1112 新道路の供用開始等 (")
- 1113 道路の区域変更 (")
- 1114 新道路の供用開始等 (")
- 1115 道路の区域変更 (")
- 1116 新道路の供用開始等 (")
- 1117 道路の区域変更 (")
- 1118 新道路の供用開始等 (")
- 1119 道路の区域変更 (")
- 1120 新道路の供用開始等 (")
- 1121 道路の区域変更 (")
- 1122 新道路の供用開始等 (")

○ 公告

入札公告 (行政経営改革室)

告 示

和歌山県告示第1103号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2に基づき、和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 総合評価一般競争入札に付する業務及び数量

和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託 一式

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請者がコンソーシアム(この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織をいう。以下同じ。)でないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 経営状況等に関する調書(事業経歴書)

(ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過しないものに限る。)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(カ) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

(キ) 誓約書

(ク) 使用印鑑届

(ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又は写し

(コ) この総合評価一般競争入札の資格審査申請者(以下「申請者」という。)が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

イ 申請者がコンソーシアムであるとき。

次の(イ)から(ケ)については構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム用)

(イ) 経営状況等に関する調書(事業経歴書)

(ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3

か月を経過しないものに限る。)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(カ) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

(キ) 誓約書

(ク) 使用印鑑届

(ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又は写し

(コ) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(サ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) (1) のアの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)及び(コ)又は(1)のイの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)、(コ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの申請用紙は、平成18年9月12日(火)から平成18年9月26日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に4に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成18年10月6日(金)午後5時までの間4に掲げる場所に対して書面(ファクシミリを含む。)で行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成18年9月12日(火)から平成18年10月6日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県総務部総務管理局行政経営改革室
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2130
(ファクシミリ 073-441-2149)

5 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。

6 入札参加者の資格
この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の

要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。ただし、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員は3者以内とし、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で参加することはできない。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けている者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関して保安の監督ができる地位にある主任技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条で定める特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督ができる建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(7) 原則として、この入札に係る管理運営業務と同種の業務を引き続き2年以上営んでいる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについても、原則として、この入札に係る管理運営業務と同種の業務又は当該業務の一部を引き続き2年以上営んでいるものであること。

(8) 資格審査申請日の属する事業年度の直前の2事業年度において一定規模の施設の管理運営業務を所有者から直接受託した実績を有すること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(9) 県内に本社、支社等の明らかな営業の活動拠点を有すること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかが要件を満たすものであること。

(10) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第10条第1号から第10号までに規定する各号のいずれにも該当しない者であること及び和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託に係る総合評価を行う委員会の委員又は当該委員と直接の利害関係のある者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、契約の履行が困難であると認められる者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

7 資格審査の結果通知

申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年10月13日(金)までに決定し、別途通知する。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者

に通知する。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年10月20日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年10月27日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	成樹園デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町富田1703	通所介護・介護予防通所介護	平成18.6.1
社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1-1	社会福祉法人新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1-8	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・居宅介護支援・介護予防訪問介護・介護予防訪問看護	平成18.7.18

和歌山県告示第1105号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人志嗣会	橋本市神野々877-1	介護老人保健施設アメリティかつらぎ	伊都郡かつらぎ町妙寺184-7-42	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
医療法人志嗣会	橋本市神野々877-1	介護老人保健施設メディケアはしもと	橋本市神野々877-1	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会デイサービス森のこかげ	橋本市岸上22-1	介護予防認知症対応型通所介護	平成18.4.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会デイケアいずみ	橋本市神野々1103	介護予防通所リハビリテーション	平成18.4.1
医療法人南労会	大阪市港区弁天2-1-30	医療法人南労会短期入所生活介護花梨	橋本市神野々1103	介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1

医療法人敬英会	橋本市隅田町山内1919	デイサービス幸楽の里	橋本市隅田町山内1919	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成18.4.1
医療法人敬英会	橋本市隅田町山内1919	グループホーム幸楽の里	橋本市隅田町山内1919	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.4.1
医療法人敬英会	橋本市隅田町山内1919	介護老人保健施設グリーンガーデン橋本	橋本市隅田町山内1919	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護老人保健施設・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1
社会福祉法人光誠会	橋本市隅田町中島1058-56	特別養護老人ホーム天佳苑	橋本市隅田町霜草797-31	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
社会福祉法人光誠会	橋本市隅田町中島1058-56	城山台デイサービスセンター	橋本市城山台2-12-1	通所介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人光誠会	橋本市隅田町中島1058-56	ひかり苑	橋本市隅田町中島1058-56	介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防短期入所生活介護	平成18.4.1
バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	デイサービス春林館	橋本市神野々1109-2	介護予防通所介護	平成18.4.1
バイカル株式会社	橋本市神野々1109-2	ホームヘルプ紀和	橋本市神野々1109-2	介護予防訪問介護	平成18.4.1
橋本市	橋本市東家1-1-1	橋本市デイサービスセンター	橋本市御幸辻787-2	介護予防通所介護	平成18.4.1
有限会社ケアネット	橋本市神野々1201-1	ヘルパーステーションケアネット	橋本市神野々1201-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社アクトケアシステム	橋本市隅田町垂井49-2	隅田訪問看護ステーション	橋本市隅田町垂井49-2	介護予防訪問看護	平成18.4.1
医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	デイサービスみゆき	橋本市御幸辻245	通所介護・介護予防通所介護	平成18.4.1

和歌山県告示第1106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	成樹園デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町富田1703	介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	デイサービスセンター南紀	西牟婁郡白浜町中1700-118	通所介護・介護予防通所介護	平成18.6.1

社会福祉法人上富田町社会福祉協議会	西牟婁郡上富田町朝来755-1	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会上富田福祉センター	西牟婁郡上富田町朝来755-1	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人博愛会	御坊市名田町野島1-9	博愛診療所ゆら	日高郡由良町吹井910-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成18.4.1
有限会社オルソ	橋本市市脇1-45-2	通所介護おかだ	橋本市市脇1-45-2	介護予防通所介護	平成18.4.1
医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1-45-2	医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1-45-2	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成18.4.1

和歌山県告示第1107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
医療法人博文会紀の川クリニック	岩出市西国分501番地	腎臓	児玉敏宏	平成18.9.1

和歌山県告示第1108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
医療法人博文会	和歌山市鉾差町1丁目12番地	訪問看護	医療法人博文会訪問看護ステーションきのかわ	平成18.9.1

和歌山県告示第1109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
かつらぎ薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺184番地5	-	植田全彦	平成18.9.1
ナショナル薬局	有田市箕島130	-	橋爪千枝	平成18.9.1
伊都薬局小峰台	橋本市小峰台2丁目12-43	-	田中久美子	平成18.9.1
橋本うめ薬局	橋本市小峰台2-12-40	-	牧野直人	平成18.9.1
大谷薬局	橋本市古佐田1-3-17	-	大谷熙雄	平成18.9.1
モリ薬局	有田郡有田川町庄34	-	森行宏	平成18.9.1

和歌山県告示第1110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項

の規定による指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号に基づき公示する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
紀北薬局この店	橋本市神野々1107番地6	医療機関名称	紀北薬局	紀北薬局この店	平成18.8.1

和歌山県告示第1111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
西牟婁郡すさみ町小河内字雲1606番1地先から同町小河内字雲1606番2地先まで	旧	13.50 } 18.00	28.80	
同上	新	13.50 } 26.00	28.80	

西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川南5193番1地先から同町周参見字上戸川南5193番2地先まで	旧	17.50 } 18.50	17.90	
同上	新	17.50 } 22.00	17.90	

和歌山県告示第1114号

平成18年和歌山県告示第1113号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年9月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
西牟婁郡すさみ町防己字久木谷向へ477番1地内	旧	16.30 } 16.50	22.21	
同上	新	16.30 } 19.80	22.21	

和歌山県告示第1112号

平成18年和歌山県告示第1111号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年9月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	

和歌山県告示第1116号

平成18年和歌山県告示第1115号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年9月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町防己字登り郷518番16地内	旧	11.50	21.60	
		18.50		
同上	新	11.50	21.60	
		22.30		

和歌山県告示第1118号

平成18年和歌山県告示第1117号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年9月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大鎌字九重ノ谷701番2地内	旧	11.50	24.00	
		24.50		
同上	新	11.50	24.00	
		27.50		

和歌山県告示第1120号

平成18年和歌山県告示第1119号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年9月12日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
田辺市鮎川字小川3570番1地先から同市鮎川字小川3564番地先まで	旧	3.00	865.00	
		9.00		
同上	新	3.00	865.00	
		9.00		
田辺市鮎川字小川3570番1地先から同市鮎川字小川3562番1地先まで	新	14.00	671.00	大藪谷橋 L=75.00 石次橋 L=95.00 燈谷橋 L=67.00
		60.00		

和歌山県告示第1122号

平成18年和歌山県告示第1121号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年10月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6、自治法令第167条の10の2の第5項に基づき公告する。

平成18年9月12日

和歌山県知事 木村良樹

平成18年9月28日(木)午前10時から

- 1 総合評価一般競争入札に付する事項
- (1) 事業年度及び事業番号 平成18年度委託第1号
- (2) 委託業務の名称及び数量
和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託 一式
- (3) 委託業務の仕様等
和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務官民競争入札型市場化テスト実施要項(以下「実施要項」という。)、和歌山県庁南別館(仮称)管理運営委託業務要求水準書(以下「要求水準書」という。)及び入札説明書による。
- (4) 委託業務の実施場所
和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2の1番地
- (5) 契約期間
契約期間は、平成19年1月4日から平成21年3月31日までとする。
- (6) 予定価格 187,454,425円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県告示第1103号に規定する和歌山県庁南別館(仮称)管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県総務部総務管理局行政経営改革室(以下「行政経営改革室」という。)
- (2) 日時
平成18年9月12日(火)から平成18年9月26日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 4 実施要項、要求水準書及び入札説明書(以下「実施要項等」という。)の交付及び説明会の場所、日時等
- (1) 実施要項等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。
- (2) 説明会(現地見学会を含む。)を行う場所及び日時等は、次のとおりとする。
- ア 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館4階 中会議室
- イ 日時

- ウ 説明会への参加手続
説明会への参加を希望する者は、入札説明書に定める書面(ファクシミリを含む。)により、次のとおり行うものとする。
- (ア) 提出期間
平成18年9月12日(火)から平成18年9月26日(火)までの間の県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (イ) 提出場所
3の(1)に同じ
- (3) (1)の規定により交付する実施要項等に対して質問のある場合は、平成18年9月29日(金)から平成18年10月6日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に行政経営改革室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 総合評価のための事業計画書の提出場所及び日時等
入札に参加しようとする者は、次に定めるとおり事業計画書を提出しなければならない。
- (1) 事業計画書を提出する場所及び日時
- ア 提出場所
3の(1)に同じ。
- イ 提出日時
平成18年10月30日(月)午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間
- (2) 前号の事業計画書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。
- (3) 郵便による提出は認めないものとする。
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 入札書の提出場所及び日時は次のとおりとする。
- ア 提出場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
5の(1)のイに同じ。
- (2) 前号の入札書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出は認めないものとする。
- 7 事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時
事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時は次のとおりとする。
- (1) 場所
入札に参加した者に別途通知する。
- (2) 日時
入札に参加した者に別途通知する。

8 総合評価一般競争入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

ア 総合評価一般競争入札方式にて行うものとする。

参加資格の認定を受けた参加者は、次の必要書類を提出するものとする。

(ア) 入札書

(イ) 事業計画書

※上記(ア)の入札書は、封筒に入れ封印をし、入札者の氏名(社名)並びに事業年度及び事業番号、委託業務の名称及び数量を表示して提出するものとする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

県は、次に定める方法により落札者を決定する。

ア 次の条件に適合しない入札参加者は、評価の対象としない。

(ア) 入札価格が1の(6)に定める予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 事業計画書が、要求水準書で定める要求水準をすべて満たしていること。

イ アの規定により評価の対象とならなかった者以外の者について、エに定める総合評価の算出方法により算定した総合評価点を比較して最も高い評価点を得た者を落札者とする。ただし、落札者の決定については、当該落札者は、実施要項第6章に規定する県が対象事業を実施する場合の総合評価点を上回る総合評価点を得た者でなければならない。

ウ 実施要項第6章に規定する県が対象事業を実施する場合の総合評価点を上回り、かつ、最も高い総合評価点を得た入札参加者が2以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうち開札時に出席しない者については、本県職員がくじ引きを代行の上落札者を決定するものとする。

エ 総合評価点は、次に定める方法により算出する。

総合評価点＝技術点(下記A)＋価格点(下記B)

A:技術点＝基礎点＋加算点

要求水準書に定める業務要求水準をすべて満たしているか否かについて評価を行い、事業計画書がすべての業務要求水準を満たしている場合は適格として基礎点を付与し、満たしていない場合には失格と

して評価の対象としない。

事業計画書のうち、県が特に重視する評価項目については、その提案が優れていると認められる者については、加算点の上限の範囲内で、その程度に応じて加算点を付与し、その合計を技術点とする。

B:価格点＝価格点の配点×(1-(入札価格×1.05/予定価格))

上記算出式に従った当該入札者の入札価格を得点化した数値を価格点として付与する。

オ 実施要項第6章に規定する県が実施する場合の総合評価点を上回っている入札参加者がいない場合は、県が実施するものとする。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合は、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争

入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に定める入札が無効となる事由に該当するときは、入札を無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、実施要項等に記載するとおりとする。

(2) 入札の開札には、行政経営改革室の職員が立ち会うものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札に関する事務を担当する所属の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

行政経営改革室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2130

(FAX 073-441-2149)

(2) この契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2210

(FAX 073-441-2248)

(3) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。